

病院・診療所（医科・歯科）の変更について

施設種類	病 院	診療所			
		開設者が医師又は歯科医師		開設者が法人	
		有 床	無 床	有 床	無 床
施設使用許可申請 (法第27条)	○ 立入45,000円 【自主18,000円】	○ 立入25,000円 【自主10,000円】	×	○ 立入25,000円 【自主10,000円】	×

※○は必要、×は不要

※【 】内は一部変更許可に係る施設使用許可申請に関する自主検査による場合

変更事項		病 院	診療所		添付書類 (下記以外の書類も必要な場合があります)
		すべて	医療法人等 非医師・非歯科医師 開設	医師・歯科医師 開設	
1	従業員の定員	変更許可申請	変更許可申請	変更届	(※1)
2	敷地の面積	変更許可申請	変更許可申請	変更届	敷地図面(変更前・後) 土地登記事項証明書又は賃貸借契 約書の写し
3	建物の構造・用途 (増改築)	変更許可申請	変更許可申請	変更届	平面図(変更前・後) 建物登記事項証明書又は賃貸借契 約書の写し
4	建物以外の構造・用途 (室の用途変更等)	変更許可申請	変更許可申請	変更届	平面図(変更前・後)
5	開設者の交代	— (※2)	— (※2)	— (※2)	—
6	管理者の交代	変更届	変更届	— (※2)	免許証の写し(原本照合)
7	定款、寄付行為又は条例	変更届	変更届	—	定款、登記事項証明書
8	開設場所の所在地 (区画整理)	変更届	変更届	変更届	区画整理のわかる書類
9	開設者の住所・名称・氏名 管理者の住所・氏名 (同一法人、同一人物)	変更届	変更届	変更届	変更の内容が確認できる書類、氏 名の場合は、免許証の写し(原本照 合) 医療法人の場合は、定款、登記事項 証明書
10	医療機関の名称	変更届	変更届	変更届	医療法人の場合は、定款、登記事項 証明書
11	開設目的及び維持方法	変更許可申請	変更許可申請	—	定款等
12	病床数(減床):病室の増減 を伴うもの	変更許可申請 (※3)	変更許可申請 (※3)	変更届 (※3)	平面図(変更前・後) 病室一覧表(変更前・後)
13	病床数(増床) (※4)	変更許可申請 (※3)	変更許可申請 (※3) 診療所病床設置・設置 許可事項一部変更許 可申請 (様式第6)	変更届 (※3) 診療所病床設置届 (様式第6の2)	平面図(変更前・後) 病室一覧表(変更前・後)
14	病室ごとの病床数、病床種 別ごとの病床数の減少	変更届 (※3)	変更届 (※3)	変更届 (※3)	平面図(変更前・後) 病室一覧表(変更前・後)
15	診療科名	変更届	変更届	変更届	診療科一覧(変更前・後) 麻酔科を追加・標榜する場合は麻酔 科標榜許可証の写し
16	診療日、診療時間	— (※5)	— (※5)	変更届	診療時間表(変更前・後)
17	勤務医師、勤務歯科医師、 専属薬剤師の変更	— (※5)	— (※5)	変更届	免許証の写し(原本照合)
18	勤務医師、勤務歯科医師、 専属薬剤師の氏名の変更	— (※5)	— (※5)	変更届	免許証の写し(原本照合)
19	診療所2箇所以上管理	— (不可)	「診療所2箇所以上 管理許可申請」 (様式第16) (※6)	「診療所2箇所以上 管理許可申請」 (様式第16) (※6)	管理予定診療所の所在地医師会長 の意見書 免許証の写し(原本照合)
20	専属薬剤師設置免除 (常勤医師3人以上の医科 診療所)	— (不可)	「専属薬剤師設置免 除許可申請」 (様式第17)	「専属薬剤師設置免 除許可申請」 (様式第17)	免除を申請する理由 ・60調剤未満/日 ・在宅療養支援診療所 等

※1…建物の構造又は用途(増改築)に伴い大幅な変更がある場合に提出してください。

※2…廃止・新規開設の手続きが必要となります。

※3…同時に建物の構造・用途の変更の手続きも必要となります。

※4…病床数を増床する場合、従業員の現員及び増員計画の提出が必要となります。

なお、事前に地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議の承認が必要です。

※5…提出書類はありません。→留意事項（10）へ

※6…有床診療所の管理者は「診療所2箇所以上管理許可申請」はできません。

※7…上記表20について、歯科診療所は該当しません。

【留意事項】

- （1）提出は正本、副本の2部です。正本は保健所で回収しますが、副本は受付印を押印してお返しします。
重要な書類ですので大切に保管してください（再交付はできません）。
- （2）「変更許可申請」（＝「病院・診療所・助産所開設許可事項一部変更許可申請」（様式第5））は変更日の2週間前までに提出してください。
- （3）「変更届」（＝「病院・診療所・助産所開設届出（許可）事項一部変更届」（様式第7））は変更日から10日以内に提出してください。
- （4）管理者又は勤務医師若しくは勤務歯科医師について、医師は平成16年4月1日以降、歯科医師は平成18年4月1日以降に免許を取得された方は、免許証の写しと合わせて「臨床研修修了登録証」（厚生労働大臣交付）の写しの提出も必要です（原本照合）。
- （5）開設法人の代表が交代したとき、定款、寄付行為又は条例の変更を伴う場合は、上記表7のとおり、変更を伴わない場合は、提出書類はありません。
- （6）3、12、13、14の建物の構造・用途の変更を伴う手続きについては、使用許可申請（実地検査・自主検査）が必要な場合があります。
- （7）登記事項証明書が間に合わない場合は、「登記完了証」の写しを提出し、後日、登記事項証明書を提出してください。
- （8）診療用エックス線装置等を変更する場合
 - ・「診療用エックス線装置変更届」（様式第30）、複数台装置がある場合は、保有しているすべての機種の変更前・後の一覧表
 - ・診療用エックス線装置設置届」（様式第21）、撮影室平面図・側面図、管理区域を明示した図面、遮蔽計算書、放射線漏洩線線量測定結果が必要です。届出者は管理者個人です。
- （9）CT、MRI、PET等を更新、増設する場合は、「（医療機器の）共同利用計画書」を提出してください。
- （10）「医療情報ネット（ナビ）」の掲載内容に変更が生じる場合は、「医療機能等情報支援システム（G-MIS）」の「随時報告」から正しい内容に修正してください。

【参考】診療用エックス線装置について、病院においては「施設」、診療所においては「装置」と考えてください。

したがって、病院において診療用エックス線装置を入れ替える場合は、上記表4に該当し、変更許可申請が必要となります。